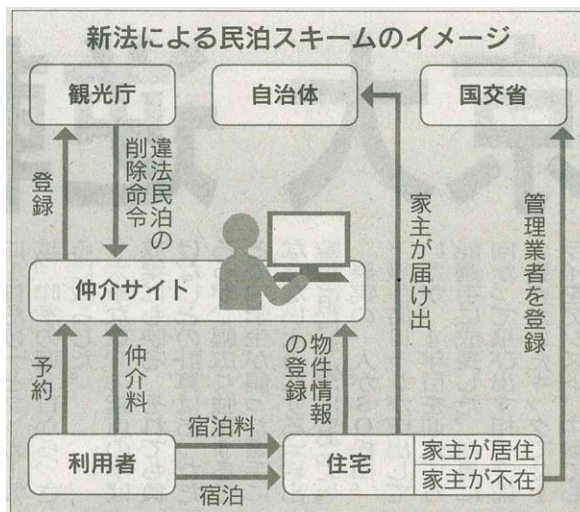


観光庁、運営側相談も対応

空き家などに旅行者を有料で泊める「民泊」について、観光庁は騒音などの苦情や開設手続きなどの相談を一括して受け付ける専用窓口を設ける方針を固めた。民泊の基本的なルールを定めた新法の施行時期をめぐりに開設する。民泊を巡っては所轄する部署が多岐にわたるため、相談先が分かりづらく、窓口を一元化してトラブル防止や民泊の適正化につなげる。

民泊新法の施行後も同様のトラブル発生が予想されるうえ、賃貸住宅の一室を提供する「家主不在型」の場合は近隣住民が苦情を伝えにくいケー

許可で運営する事例が目立ち、近隣住民とのトラブルも相次ぐ。東京都新宿区では騒音など民泊を巡る住民からの苦情が16年4・11月で166件に上り、15年度の95件を大幅に上回っている。



国土交通、厚生労働両省は今年の通常国会に新法案を提出する見通しで、成立すれば全国で民泊の運営ができるようになる。新法は住宅を民泊として提供する人に対し自治体への届け出、仲介サイトの運営業者には観光庁への登録を義務付ける。マンションなどの一室を提供し、家主が居住していない場合は管理業者の登録が求められる。多くの関係者や部署が絡むため、観光庁は新法